

別表第1（第4条関係）

<p>助成対象者 （以下の全てを満たす者）</p>	<p>助成対象経費 ※高知県の旅費規程に基づく</p>	<p>助成率</p>	<p>助成限度額</p>	<p>助成回数</p>
<p>①高知県以外に在住している者 ②「いこうち！」を通じてプログラムへの参加をした者 ③15歳以上（中学生を除く）の者 ④参加したプログラムの主催団体等の構成員でない者</p>	<p>（1）交通費 ※県外の居住地から県内の目的地までの間を移動するために要した往復の交通費（経済的かつ合理的であると認められる経路に限る） （2）宿泊費 ※「いこうち！」プログラムに参加するため、行程上県内で宿泊せざるを得ない場合に要した経費 ※1泊当たり12,000円を上限とする。 ※1回の申請につき2泊分までを対象とする。 ※本事業以外で同様の助成を受けている場合は、当該助成金は申請できません。</p>	<p>1/2 以内 ※算定された助成額に1,000円未満の端数を生じる場合は、当該端数を切り捨てるものとする。</p>	<p>交通費と宿泊費を合わせて ①四国内の県外参加者 1人につき5,000円/回 ②四国外の県外参加者 1人につき10,000円/回</p>	<p>1人につき2回までとする。 ※ただし、対象期間は、申請者が初めてプログラムに参加した日から起算して1年以内とする。</p>

別表第2（第4条及び第7条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。